

## 麻しん（はしか）対策の要望

関東部会提出  
説明担当 小金井市

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年12月28日付け厚生労働省告示第442号）では、世界保健機関（WHO）による麻しんの排除の認定を受け、排除の状態を維持することを目標としている。指針に基づく取組みの結果、平成27年にWHOから排除状態にあることが認定され、これまでその状態が維持されているが、ここ数年、海外で感染した患者を契機とした国内での感染事例が確認されている。

ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催及び入国管理法の改正等により、訪日外国人旅行者や外国人労働者がさらに増加することが見込まれ、出国日本人もさらに増加傾向にある中、今後も国内で感染事例の発生が懸念される。

麻しんの対策として最も有効なのは発生予防であり、国では、定期接種の一層の充実を進めている。昨年麻しん患者は280人以上発生しており、その2/3以上が20歳代から40歳代であった。この年代の方は接種歴が1回の方が多く、対策が必要である。

こうしたことから、麻しんの排除状態を継続していくためにも、次のとおり実効性のある措置を速やかに講じられるよう要望する。

- 1 感染の中心となっている年代の方が、確実に、かつ速やかにワクチン接種できるよう、この年代の方への麻しんの予防接種を定期接種化することを含め、実効性のある対策を講じること。さらに、海外からの輸入症例を契機とする麻しんの感染を防止し、麻しん排除の状態を維持するため、海外渡航予定者に対して予防接種の実施を促すことの、より強い注意喚起を行うこと。

また、対策の実施に当たっては、国が責任をもって財源を確保すること。

- 2 定期接種を含む対策の実施に必要なワクチンについて、国の主導により、安定的な供給体制と、地域毎の在庫の偏在が生じないような流通体制を整備し、滞りなく予防接種が実施できるようにすること。